

# 第4次基本計画期間内における今後の取組予定

## 第1 損害回復・経済的支援等への取組

### 1 損害賠償の請求についての援助等

- 刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度の周知
- 犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に関する外国制度調査の実施

等

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 2 安全の確保

- 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用
- 加害者の処遇状況等に関する情報提供の拡充の検討
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 法的問題の解決が必要な児童虐待・DV事案についての法テラスの法律相談援助等の利用促進
- 矯正施設の被収容者に対する犯罪被害者等の心情理解、謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実

等

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

- 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための職員等に対する教育・研修等の充実
- 検察、警察、児童相談所等の関係機関の代表者が被害児童の事情聴取を行う代表者聴取の実施

等

## 第3 刑事手続への関与拡充への取組

### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

- 刑事・少年保護事件の手続等に関する情報提供の充実

- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討

➡制度の安定的な運用・充実化に向けて蓄積された事例等を踏まえながら、必要に応じ、各種検討を行うとともに、積極的な広報活動に努める

- 犯罪被害者等による心情伝達制度へのアクセスの向上、しよく罪プログラムの充実化等の検討

➡制度へのアクセスの向上に向けて、引き続き制度の適正な運用や積極的な広報活動を行う

- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

- 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

等

## 第4 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等

- 人権相談、人権侵犯事件の調査救済への適切な対応及び制度の周知・広報の充実

- 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

➡犯罪被害者等支援弁護士制度の趣旨等を踏まえ、可能な限り早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、関係機関等との調整を図りながら、援助対象、費用負担の在り方等、制度の詳細を関係規程において定めていくほか、業務管理システムの構築、日本司法支援センターの体制整備、担い手となる弁護士の確保等、諸課題に関する検討・取組を進める

- 児童や障害者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

等

### 2 調査研究の推進等

- 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

等

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進

- 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

- 人権週間を中心とした様々な広報媒体を通じた人権啓発活動の実施

等

➡ 上記の実現に向け、引き続き、必要な取組を実施